

令和3年9月1日

保護者 様

清水町教育長

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

日頃より町内各校の教育活動に対し、御理解御協力を賜り、感謝申し上げます。
さて、8月27日に文部科学省より「学校で感染者が確認された場合の対応ガイドライン（運用指針）」が公表されました。今後本町におきましては、文部科学省の示す指針に沿った下記の対応をとってまいります。

御家庭におかれましては、直前の連絡となり大変御迷惑をおかけしますが、何卒御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 学校で感染者が確認された場合の対応について

- (1) 学校で児童生徒の感染者が確認された場合は、校長は、感染した児童生徒について出席停止の措置をとる。
- (2) 児童生徒が濃厚接触者と判定された場合にも、同様の措置をとる。

2 学級閉鎖の判断について

学校で家庭内感染ではない感染者が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる際には、以下の判断基準のいずれかに該当する場合、学校医等と相談し、学級閉鎖を検討する。

【学級閉鎖の判断基準】

- ・同じ学級で複数の児童生徒の感染が判明した場合
- ・感染者の周囲に未診断の風邪症状者が複数いる場合
- ・感染者1名が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ・教育委員会が必要と判断した場合

【学級閉鎖の期間】

- ・5～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒への影響等を踏まえて判断する。

清水町教育委員会
担当 教育総務課
電話 055-981-8221